

令和 5 年 6 月 佐川町議会定例会会議録(第 1 号)

招集年月日 令和 5 年 6 月 2 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和 5 年 6 月 2 日 午前 9 時宣告

開 議 令和 5 年 6 月 2 日 午前 9 時宣告 (第 1 日)

応 招 議 員	1 番	齋 藤	光	2 番	岡 林	哲 司	3 番	山 本	和 輝
	4 番	田 村	幸 生	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子
	7 番	西 森	勝 仁	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子
	1 0 番	森	正 彦	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正
	1 3 番	永 田	耕 朗	1 4 番	藤 原	健 祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	齋 藤	光	3 番	山 本	和 輝	4 番	田 村	幸 生
	5 番	橋 元	陽 一	6 番	宮 崎	知 恵 子	7 番	西 森	勝 仁
	8 番	下 川	芳 樹	9 番	坂 本	玲 子	1 0 番	森	正 彦
	1 1 番	松 浦	隆 起	1 2 番	岡 村	統 正	1 3 番	永 田	耕 朗
	1 4 番	藤 原	健 祐						

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
3 番 山本 和輝 4 番 田村 幸生

令和5年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和5年6月2日 午前9時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | | 諸 般 の 報 告 |
| 日程第4 | | 行 政 報 告 |
| 日程第5 | 報告第 4 号 | 令和4年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第6 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第7 | 同意案第1号 | 農業委員の認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することについて |
| 日程第8 | 同意案第2号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第9 | 同意案第3号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第10 | 同意案第4号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第11 | 同意案第5号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第12 | 同意案第6号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第13 | 同意案第7号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第14 | 同意案第8号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |

- 日程第 15 同意案第 9 号 佐川町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 16 同意案第 10 号 佐川町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 17 議案第 3 5 号 令和 5 年度佐川町一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 18 議案第 3 6 号 令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 19 議案第 3 7 号 令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 20 議案第 3 8 号 令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議案第 3 9 号 佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 4 0 号 佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 4 1 号 佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 4 2 号 佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 4 3 号 佐川町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 4 4 号 佐川町子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 4 5 号 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 4 6 号 佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議案第 4 7 号 庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまから、令和5年6月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、山本和輝君、4番、田村幸生君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（坂本玲子君）

おはようございます。

6月定例会の会期及び運営につきまして、5月29日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日6月2日を開会日とし、議案の上程までとします。3日土曜日、4日日曜日は休会とします。5日月曜日、6日火曜日は一般質問を行います。7日水曜日は議員全員協議会開催のため休会とします。8日木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、6月2日から8日までの、7日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長（西森勝仁君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月8日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から8日までの7日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

3月定例会後の重立ったものについて報告します。

3月16日、日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席しました。提出されました議案は、令和5年度一般会計予算1億5,291万

7千円や職員の定年等に関する条例の一部改正など8議案でありましたが、いずれも原案どおり可決されました。

3月23日、長寿大学修了式が桜座において開催され、終了されました38人の方々に対し、お祝いを申し上げてまいりました。

5月9日、議会懇談会を加茂を皮切りに、町内5地区で開催し、道の駅や図書館、議会の情報発信、また議員の定数と報酬などについて町民のご意見や提言を聴いてまいりました。議員の皆様には大変ご苦勞様でした。お疲れ様でございました。

5月11日、平和行進高知県実行委員会一行が来町され、町長とともに趣旨などをお伺いしました。

5月15日、令和5年度道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会並びに道路整備促進高知県大会が城西館において開催され、出席しました。提出されました議案は令和4年度の事業報告や決算、並びに令和5年度の事業計画案など6議案でありましたが、いずれの議案も原案どおり可決されました。また国土交通省道路局の高松論課長による「道路行政をとりまく最近の情勢について」とJTBC総合研究所の河野まゆ子執行役員の「観光：賑わいと道路」と題した講演があり、拝聴して参りました。

5月17日、第48回高幡町村議会議長会定期総会が当町役場で開催されました。提出されました議案は、令和5年度の事業計画や予算案など8件でありましたが、いずれの議案も満場一致で可決されました。また役員改選があり、会長には日高村の尾崎政廣議長が選任され、副会長には四万十町の味元和義議長が選任されました。なお、議員研修会は津野町役場において8月21日から25日の間で開催し、親睦体育大会は四万十町で10月に開催することとなり、内容等については事務局一任となりました。

5月19日、令和5年度高知県中央地区消防協議会総会が文化センターにおいて開催され、祝辞を述べて参りました。

5月21日、NPO法人さかわ夢まち協議会第5回総会が開催され、お祝いを申し上げてまいりました。

5月23日、令和5年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、副議長・事務局長とともに出席しました。研修の講師は大正大学社会共生学部教授の江藤俊昭氏とNPO法人ブロードバンドスクール協会理事若宮正子氏、それに朝日新聞社本部次長三島あずさ氏であり、テーマはそれぞれ「町村議会の課題と今

後の展望について」と「町村こそデジタルを」、そして「地方議会とハラスメント」でありました。江藤教授の講演では、議員のなり手不足の要因は、低い議員報酬にもあり、また議会・議員の魅力が伝わらないことや、地域力の低下などがあげられるとのことでありまして、この解消の正攻法としては地域力のアップや報酬アップなどの条件整備を図るとともに、女性や若者など新しい層の開拓が必要とのことでありました。また解消方法の誤解策として住民への説明なき報酬アップや、安易な定数削減、あるいは恒常的な夜間議会などがあげられるとのことでした。ただ、今、議会改革を進めるには追い風が吹いており、絶好のチャンスとのことでした。また朝日新聞の三島あずさ氏の「地方議会とハラスメント」と題する講演では、自身の取材やアンケートの結果を踏まえ思うことは、女性記者の体験と議会議員が共通している点の一つとして、会議などで何を言うかより、誰が言うかが重視されるような組織はただの単なるいじめであり、多様な意見を取り入れ、バランスのとれた政策決定や情報発信をすることが、民主主義の根幹に関わる重要な問題点ではないかとのことでした。また若宮正子さんの講演は、88歳の高齢でありながら、バイタリティと経験に富んでいました。

5月25日、佐川町商工会第63回通常総会のご案内をいただき出席しました。

5月31日、高吾北広域町村事務組合議会第2回定例会が招集され、出席しました。提出されました議案は、繰越明許費の報告が1件と、養護老人ホーム特別会計補正予算と売買契約の締結の2件でしたが、いずれの議案も満場一致で可決されました。売買契約の締結は高吾北清掃センター可燃ゴミの大小の指定ゴミ袋でありまして、指名競争入札の結果、高知市の村上産業株式会社が666万6千円で落札したとのことでした。なお、組合長の諸般の報告では年末年始に清掃センターで発生した現金紛失事件については、その後警察の捜査からも進展はないとのことでした。また、定例会終了後、高吾北衛生センター・清掃センター・消防本部の施設設備を視察しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆さん、おはようございます。本日は議員の皆様方にご出席いただき、令和5年6月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く

お礼申し上げます。また日頃は町政運営に対しまして、ご指導、ご協力をいただき、改めまして、厚く御礼申し上げます。また本日はハナサクサカワポロシャツを着衣し、ご出席賜りまことにありがとうございます。それでは開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

始めに、連続テレビ小説「らんまん」に関連する事業について、ご報告いたします。連続テレビ小説「らんまん」の放送が4月3日から始まり、特に開始から2週間の放送では、佐川町で撮影されたシーンが、たびたび放送されるなど、全国の朝ドラファンはもとより、町内の多くの皆様にも、楽しんでいただいていることと思います。

この放送に先立ち、3月25日からは、牧野富太郎博士ゆかりの地を中心に、県内全域で観光博覧会「牧野博士の新休日～らんまんの舞台・高知～」が開幕いたしました。開幕初日の25日には、高知県立牧野植物園でオープニングイベントが開催され、私も、出席させていただきました。翌26日には、佐川町の上町周辺から牧野公園にかけて、また、花園保育園の園庭におきまして、ドラマ出演者のトークイベントなど、たくさんの催しが開催され、あいにくの雨ではありませんでしたが、桜の季節でもあり、多くの観光客の皆様楽しんでいただき、本当に嬉しく思っております。

これまで、何度も申し述べてきましたが、この放送を契機に、牧野博士の業績の顕彰や、生誕地である佐川町の魅力を全国に発信していけるよう、今後とも、より一層、力を入れて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、牧野博士の胸像寄贈について、ご報告いたします。

博士の新たな胸像が牧野公園内に建立され、5月28日日曜日、除幕式に出席させていただきました。この胸像は、県内の植物愛好家の皆様でつくる「牧野富太郎博士の胸像を生誕地に建てる会」が全国からの寄附により建立したもので、同会より、佐川町にご寄贈いただきました。牧野公園を訪れる多くの観光客の皆様、ご覧いただき、博士への思いを馳せるきっかけになればと考えております。

町としましても、穏やかな笑顔の胸像から、博士の人柄や、また、博士の功績を多くの、町内外の方に知っていただけるよう、大切に守っていきたいと思います。本当にありがとうございました。

次に、日本植物園協会の大会への出席について、ご報告いたします。

公益社団法人日本植物園協会第58回大会が、5月29日月曜日から、高知市で始まり、高知県知事、高知市長、越知町長とともに来賓として出席してまいりました。

同協会は、全国120の植物園が加盟し、植物園及び、植物に関する調査・研究、教育・普及啓発、絶滅危惧種の保全などを行っており、第1日目は開会式、表彰式が行われました。大会の中の意見交換会では、同協会総裁である、秋篠宮さまとお言葉を交わす機会もあり、毎朝、「らんまん」をご覧になって、牧野博士への思いなど、ご感想をいただきました。

次に、道の駅整備事業について、ご報告いたします。

販売施設などの、町施工の工事につきましては、現在、国土交通省が整備しております24時間トイレとの、取り合わせ工事などを残すのみとなっており、グランドオープンに向けて、道の駅の指定管理者である「一般財団法人しあわせづくり佐川」と鋭意、準備を進めております。道の駅、オープンの日につきましては、国土交通省と調整の結果、6月25日日曜日と決定し、オープン当日の午後1時より、県選出の国会議員や関係者をお招きして、開駅式典を催す予定としております。

道の駅の整備につきましては、国土交通省と一体的に進めているものであり、式典につきましても、国土交通省と連携、調整をはかりながら、準備を進めておるところでございます。オープン当日は、式典に合わせまして、風船飛ばしや、餅まきを予定しており、多くの皆様に、道の駅にご来場いただきたいと思いますと考えております。

なお、式典当日には、駐車場が不足することが予想されますので、桜座及びスポーツパーク佐川を臨時駐車場として準備することとしております。また、オープンに先立ちまして、6月21日水曜日には、加茂地区の皆様や施工事業者など、道の駅の整備にあたり、深く関わっていただいた皆様を対象とした内覧会を、翌6月22日木曜日には、町内にお住まいの皆様を対象とした内覧会を開催いたします。平日の開催となりますが、建物の内装や販売する商品の品揃えなどを、見ていただくことができますので、多くの住民の皆様に、ご参加いただきたいと思いますと思っております。

次に、おもちゃ美術館事業について、ご報告いたします。

おもちゃ美術館につきましては、7月15日土曜日に開館をいたします。現在、大型什器や木製遊具等の設置工事を進めており、その

後、館内に配置するおもちゃの搬入を予定しております。子育て世帯をはじめ、多くの町内外の皆さまから、期待されている施設でありますので、しっかりと開館に向けての準備を進めてまいります。

また、おもちゃ美術館の運営でご尽力をいただきます、おもちゃ学芸員の養成講座につきましては、本年度1回目を、4月20、21日に開催し、21名の方に受講していただき、2回目の開催を、6月17、18日に予定しております。昨年度は、60名の方に受講していただいております、開館までにおもちゃ学芸員の登録者が、100名を超えるように、努めてまいります。

次に、霧生閑遊具公園の整備について、ご報告いたします。

3月28日に第3回目の霧生閑遊具公園検討委員会を開催し、配置する遊具や東屋などの設備について最終案をご検討いただき、障がいの有無に関係なく楽しめる、インクルーシブの要素の確認や、乳幼児の安全を確保するための追加提案などをいただきました。

ご検討いただきました内容、提案につきましては、公園整備にしっかりと反映させていきたいと考えており、本定例会におきまして、不足する予算につきましては、補正予算を計上させていただいております。完成時期につきましては、現在、設計等を委託により進めておりましたが、特殊な工事であるため、設計・積算業務において、想定以上の日数を費やしてしまい、現時点では、工事を含め、年度内の完成、開園を目指し、鋭意進めてまいります。

続きまして、各課の所管事項について、ご報告をさせていただきます。

はじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、「佐川町地域公共交通計画」の策定について、ご報告いたします。平成28年3月に「佐川町地域公共交通網形成計画」を策定し、令和4年度までの7カ年におきまして、住民、誰もが利用できる移動手段として、公共交通網が充実し、住民の皆様が、暮らしに幸せを感じられるよう、公共交通空白地域の解消や、利便性の向上の為、「さかわぐるぐるバス」の運行を開始するなど、取り組みを進めてまいりました。令和4年度中には、計4回の「佐川町地域公共交通会議」を開催し、交通事業者の方や地域の代表の方などからなる、委員の皆様に、ご協議をいただき、本年3月には、後継の計画となる「佐川町地域公共交通計画」の策定が完了しております。

この計画の策定により、今後、全ての住民の皆様や、来町された

方々が移動に困ることのないよう、さらなる公共交通ネットワークの構築や強化を図ってまいります。

また、本年度中には、「佐川町地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃の改善など、さらなる公共交通の利便性向上や充実を図ってまいります。なお、道の駅開業に伴いまして、さかわぐるぐるバス「中心部ぐるぐる線」について、道の駅まで延伸、「郊外線加茂・荷稻線」につきましましては、途中、道の駅への乗り入れを行うこととしており、今後も住民の皆様に喜んでいただけるよう、公共交通の充実を図る、取り組みを推進してまいります。

次に、牧野富太郎博士に関連する事業について、ご報告いたします。

4月22日から24日にかけて、牧野富太郎博士生誕祭実行委員会主催の牧野富太郎博士生誕祭が開催されました。本年度は、例年より規模を拡大し、上町周辺の町道を歩行者天国として、飲食店や雑貨店など多くの出店が並び、牧野公園や上町周辺では「まちかど音楽会」を開催するなど、賑やかな内容となりました。

このイベントでは、開催期間である3日間に、約7千人もの来客者があるなど、大いに賑わいました。駐車場や周辺道路の混雑など、心配された部分もありましたが、近隣住民の皆様のご理解、ご協力もあり、大きな混乱もなく、無事終了いたしました。

続いて、5月14日には、牧野博士のゆかりの地である、東京都練馬区のイベント「照姫まつり」に、高知県及び、越知町と共に参加してまいりました。当日は、観光PRにあわせて、特産品である「佐川茶」の新茶の販売をしてまいりました。コロナ開けということや、雨がときどき降る、あいにくの天気ではありましたが、約4万5千人が訪れる大きなイベントとなり、佐川町の魅力を存分にアピールすることができました。

このイベントを通じて、多くの皆様に、佐川町に興味を持っていただけたのではないかと考えております。また、昨年度には、「牧野富太郎博士顕彰事業」として、上町周辺の観光施設のリニューアルなど、受入環境の整備を進めてまいりました。

本年度につきましましては、6月に開業いたします「まきのさんの道の駅・佐川」とあわせまして、上町周辺を周遊をしていただけるような事業を進めてまいります。なお、先ほどご報告いたしました、

牧野博士ゆかりの地である、東京都練馬区や高知県、また、越知町とも、さらに、連携を深め、訪れた皆様に喜んでいただけるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず南海トラフ地震対策の取り組みについてご報告いたします。

地震発生時、地域の皆様に避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策としまして、指定避難所ごとに作成しております「避難所運営マニュアル」に基づき、昨年度は、佐川小学校、斗賀野小学校及び、加茂小・中学校におきまして、住民の皆様による避難所運営訓練を実施いたしました。

本年度も引き続き、災害時に避難所がより効果的に運営できるよう、文化センター・佐川中学校と、黒岩中学校、そして、佐川ふれあいセンター遊学館・さかわ児童館の3カ所で避難所運営訓練を実施したいと考えております。また、訓練後は、参加の皆様からいただいた、ご意見をマニュアルに反映させ、より、実効性の高いマニュアルに改訂することとしており、南海トラフ地震につきましても、しっかりと備えてまいります。

次に、税務課の所管事項でございます。

令和5年度の固定資産税、軽自動車税、個人住民税の「納税通知書」の発送について、ご報告いたします。

固定資産税につきましては、4月3日に発送いたしまして、前年度と比較し、件数で12件減の7,277件、課税額は、168万800円増の5億1,019万2,300円となっております。

軽自動車税につきましては、5月2日に発送いたしまして、前年度と比較し、件数で43件増の8,806件、課税額は、147万5千円増の6,195万4,200円となっております。

また、個人住民税につきましては、給与特別徴収に係る分を5月12日に、普通徴収および、年金特別徴収に係る分を6月1日にそれぞれ発送いたしました。前年度と比較し、件数で23件増の5,794件、課税額は469万8,050円増の4億4,427万9,250円となっております。

なお、収納につきましては、年2回発送しております催告書を、4月11日に発送いたしました。発送件数は前年度と比較し、97件増の156件となっております。今後も、適正な課税と公平な徴収に取り組むとともに、自主納付と納期内納付の広報活動にも力を入れ、

自主財源の確保に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

佐川町加茂地区に建設が進んでおります管理型産業廃棄物最終処分場の取り組み状況について、ご報告いたします。3月26日日曜日、集落活動センター加茂の里におきまして、「環境保全協定書」に基づき、公益財団法人エコサイクル高知、佐川町、高知県、佐川町議会及び地域住民により構成される、「第3回環境保全等連絡協議会」が開催されました。連絡協議会当日は、工事進捗状況や令和5年度の工事内容の予定、これまでの環境モニタリングの結果、地域の環境保全活動の検討方法について、エコサイクル高知から説明がありました。

説明後の質疑では、今後、工事用車両は増加していくのか、工事現場の見学は可能か、といった質問がありました。エコサイクル高知からは、工事が進むにつれて生コン車両などの工事用車両が増加していくが、住民説明会でも説明をしたように、運行管理システムや、交通誘導員による誘導、車両待機所の整備により、適正に管理をしていくこと、また、工事現場の見学につきましては、要望を踏まえ、工事の進捗を見ながら、今後、見学ができるように調整をしていくとの回答がありました。工事区域の現在の状況につきましては、施設本体工事は、南側斜面を掘削して発生した土砂を活用し、処分場予定地の北側の盛土工事を行っております。

また、処分場の東側の谷に整備する防災調整池周辺の木の伐採が完了しましたので、今後、防災調整池予定地までの仮設道路を整備していく予定です。

進入道路整備工事につきましては、引き続き、処分場に向けての進入道路の掘削工事や擁壁工事を行っており、また、国道33号線に隣接する箇所において盛土工事を開始しました。

町としましては、今後も、環境保全等連絡協議会の場などを通して、加茂地区の住民の安全確保及び、生活環境保全を図るために必要な措置を講じながら、地域住民の皆様が将来にわたって安心して暮らし続けられるように、引き続き、エコサイクル高知、高知県と連携し、取り組んでまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

新型コロナウイルス感染症についてご報告いたします。5月8日に感染症法上の位置づけが5類となり、令和2年1月に国内で初め

て確認された新型コロナウイルス感染症の対応は、現在、大きな転換期を迎えております。基本的には、季節性インフルエンザと同様の扱いとなり、法に基づく患者や濃厚接触者の外出自粛はなくなり、医療費も原則、保険診療による自己負担となりました。

また、マスクの取り扱いにつきましては、先行して3月13日より個人の判断に委ねられております。

感染状況の公表につきましては、全数把握による毎日の公表から、保健所圏域ごとの定点把握に基づいて、週1回感染者を公表する形に変わっております。

ワクチンの接種につきましては、オミクロン株対応ワクチンによる、令和5年春開始接種が、町内でも5月29日月曜日からは始まっております。費用は、全額公費負担で、対象者は、2回目までのワクチン接種を済まされている方のうち、65歳以上の方、基礎疾患等がある方、医療従事者や高齢者施設等の従事者となっており、町内4つの医療機関と健康福祉センターかわせみで接種が受けられるようになっております。

町内接種の予約に関しましては、今回からインターネットでの受付を取り入れております。併せて、予約専用のコールセンターを開設するとともに、かわせみの窓口で職員が予約手続きのお手伝いをさせていただくなどの対応もさせていただいております。

予約開始当初は、コールセンターが混み合うなど、インターネットが使えない方には、大変ご不便をおかけしておりましたが、住民の皆様方にご協力いただき、これまで大きなトラブルはなく、予約と接種が進んでおります。

現在、県内の感染状況は落ち着いておりますが、完全に収束したわけではありませので、引き続き、個人個人で感染対策を継続していただくとともに、ワクチン接種ができる方は、可能な限り、接種をしていただけたらと考えております。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受けた、農業者等に対する支援策について、ご報告いたします。

飼料価格の異常な高騰により、厳しい経営環境にある町内の畜産農家を支援するための「佐川町畜産飼料価格高騰緊急対策支援金」につきましては、5月31日までに、5件、合計で319万円の申請を受け、支給を完了しております。

次に、施設資材の価格が高騰し、経費の増大による農業経営の継続が懸念される施設園芸を営む農業者を支援するための「佐川町施設園芸継続支援金」につきましては、5月31日までに、40件、合計で249万円の申請を受け、支給を決定しております。

次に、ショウガの販売価格が著しく低落し、経営の継続が懸念されるショウガ農家を支援するための「佐川町生姜農家支援金」につきましては、5月31日までに、4件、合計で47万5千円の申請を受け、支給を決定しております。新型コロナウイルス感染症や、物価の高騰等により影響を受けている方々への支援につきましては、今後も、経済の状況及び国・県の動向などを注視しつつ、臨機応変に対策を講じてまいります。

次に、ふるさと寄附について、ご報告いたします。

昨年度の寄附受入件数は1万9,449件、金額は3億5,262万263円となり、令和3年度と比較し、受入件数は約5パーセント減、金額は約1パーセント増となっております。

令和5年3月末現在で、返礼品は319品目となっており、今後も、返礼品に係る業務を委託している「一般財団法人しあわせづくり佐川」と連携し、さらに魅力的な返礼品の開発及び、ブラッシュアップを行うとともに、佐川町及び町産品のPRに取り組んでいただくことで、貴重な自主財源である寄附の獲得に努めてまいります。

次に、建設課の所管事項でございます。

水道事業について、ご報告いたします。現在、取り組んでおります、管路の耐震化工事につきましては、今年度は、昨年度、施工いたしました、下山地区の工事区間終点から、加茂地区への区間及び、富士見町交差点から柳瀬橋までの区間を、9月から着工予定としております。

また、水道未普及地域解消事業としまして、昨年度、作成いたしました、水道未普及地域を解消する整備計画（案）を基に、各地区への給水方法の検討や、概算事業費の算出を業務委託にて実施するとともに、黒岩の薬師堂地区で、一部配水管の布設替えを含む拡張工事の実施を予定しております。工事期間中は、近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、細心の注意を払い、工事を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震に

よる断水などのリスクを軽減するとともに、安全で強靱な水道事業経営の持続化を目指し、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

新型コロナウイルス感染症対策について、ご報告いたします。

先ほど健康福祉課の所管事項で申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、移行されたことにより、文部科学省から令和5年4月28日付けで「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知が出され、その中でも学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本とされております。これをうけ、佐川町立小中学校校長会におきまして、協議し、マスクの着用につきましては、基本的には各家庭の判断に委ねることとなりました。

ただし、3密が回避できない場面や、体調が優れない場合などには、マスクの着用を推奨することとしております。なお、新型コロナウイルス感染症自体はなくなっておらず、一連の対策緩和の影響も心配されることもあり、各校の状況や今後の感染状況により、柔軟に対応することとしております。

各校におきましては、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗いなどの手指衛生や咳エチケットの指導を行っております。

また、児童生徒が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する教育も引き続き行ってまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

新型コロナウイルス感染症に対する診療体制等についてご報告いたします。感染症法上の位置付けが、移行された事に伴いまして、高北病院は「検査協力医療機関」から「外来対応医療機関」に変更となり、引き続き「発熱外来診療」を行っております。検査費用や診察費用等につきましては、一部を除き公費負担が終了し、他の疾患と同じく保険診療に変更となっております。

また、マスク着用につきましては、病院職員は原則着用としており、来院者の皆様にもマスクの着用はもちろん、体温測定や手指消毒にご協力いただいております。今後も院内の感染対策を継続し、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいります。

本定例会に提出いたします付議事件は、報告が2件、同意案が10

件、議案が 13 件となっております。

議員の皆様には、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

議長（西森勝仁君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、報告第 4 号、令和 4 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第 6、報告第 5 号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）まで、以上 2 件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件について御説明申し上げます。

報告第 4 号、令和 4 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の繰越明許費に係る経費として、6 億 8,390 万 9,994 円を翌年度に繰り越したことを、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

続きまして、報告第 5 号、専決処分の報告につきましては、佐川町乙鳥の巣の国道 494 号で発生しました事故に対する損害賠償の額を決定額の決定を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 1 日に専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

事故の概要は、令和 5 年 1 月 25 日午後 3 時 30 分ごろ、集落支援員が役場から集落活動センターに公用車で帰る途中、積雪による路面凍結のため、運転操作を誤り、ガードレールに衝突し、破損させたものであります。賠償する相手方は、専決処分書に記載の通りで、賠償損害賠償額は 17 万 4 千円でございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、報告が終わりました。

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 7、同意案第 1 号、農業委員の認定農業者等が、委員の過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案についてご説明申し上げます。

同意案第 1 号、農業委員の認定農業者等が、委員の過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することにつきましては、農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項の規定により、原則として、認定農業者等が農業委員の過半数を占めることとされておりますが、但し書きで、認定農業者が少ない場合はその限りでないとされております。佐川町農業委員会の農業委員の定数は、佐川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例により、9 名となっていることから、過半数ですと 5 名以上の認定農業者を任命する必要があります。

しかしながら、佐川町の認定農業者数は 39 名と少なく、次期農業委員につきまして、ついでにの公募に対しましても、認定農業者からの応募は過半数の 5 名に届きませんでした。認定農業者等が、委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項において、認定農業者の数が、委員の定数に 8 を乗じて、得た数を下回る場合は、認定農業者等または、認定農業者に準ずるものを、委員の過半数とすることについて、当該、当該市町村議会の同意を受けたとき、得たときとされており、本町はこれに該当することから議会の同意を求めるものであります。

説明は以上でございます。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意案第1号、農業委員の認定農業者等が、委員の過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することについて、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

日程第8、同意案第2号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、藤原健祐君の退場を求めます。

（藤原健祐君、退場）

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

引き続き、同意案件についてご説明申し上げます。

佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、現在の農業委員会の委員の任期が本年7月19日をもって任期満了となることから、7月20日から始まる任期における農業委員会の委員のうち、農業委員9名を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

同意案第2号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、藤原健祐氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。藤原氏は、現農業委員であるとともに、高知県農業共済組合理事の経験もあり、地域の農業に精通していることから、農業委員として大変適任者であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西森勝仁君）

説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 2 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、同意案第 2 号は同意することに決定しました。

ここで藤原健祐君の入場をお願いします。

（藤原健祐君、入場）

日程第 9、同意案第 3 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、から日程第 16、同意案第 10 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、まで、以上 8 件について、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案第 3 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、田村和弘氏を任命したく、議会の同意を求めるものがあります。田村氏は、現農業委員であり、認定農業者であることから、農業委員として適任者であります。

同意案第 4 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、森田有紀氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。森田氏は、現農業委員であるとともに N P O 法人とかの元気村に勤務されており、あったかふれあいセンターでは、コーディネーターを務めるなど、地域の福祉事業に積極的に取り組む活動をされております。農業委員会、農業委員会等に関する法律第 8 条第 9 項に、第 9 項において、第 6 項において、農業委員の任命に当たりましては、農業委員会の所掌に、属する事項に関し、利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならないとされており、森田氏におかれましては、農業者以外の立場にあり、利害関係を有しない委員として適任者であります。

同意案第 5 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、氏原延氏を任命したく議会の同意を求めるものであります。氏原氏は現農業委員であるとともに、農村女性リーダーとして日頃から地域で活動されていることから、農業委員として適任者であります。

同意案第 6 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、田村公史氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。田村氏は、現農業委員であり、認定農業者であることから、農業委員として適任者であります。

同意案第 7 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、澤村重隆氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。澤村氏は現農業利用最適化推進委員であり、広瀬地区環境保全の会の副代表を務めるなど、地域の農業振興に寄与されていることから、農業委員として適任者であります。

同意案第 8 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、横畠悦子氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。横畠氏は、現農業委員であり、認定農業者の親族でもあります。農村女性リーダーとして日頃から地域で活動されていることから、農業委員として適任者であります。

同意案第 9 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、藤田省三氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。藤田氏は、人・農地プランの中心経営体である農業者で、地域の農業に精通しており、現農業委員、農業委員等からの推薦もあることから、農業委員として適任者であります。

同意案第 10 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、北添正男氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。北添氏は元農業委員会の会長であるとともに、高知県農業会議常設審議委員を務めた経験があるなど、農業に対しての見識があり、農業委員として適任者であります。何とぞよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

ここで一括して質疑討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本人事案件につきましては、質疑討論がありませんでしたので、同意案第 3 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、から同意案第 10 号、佐川町農業委員会委員の任命についてまで以上、8 件を一括採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なし、と認めます。

この採決は起立によって行います。

同意案第 3 号から同意案第 10 号まで、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって同意案第 3 号から同意案第 10 号まで同意することになりました。

ここで 15 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 50 分

再開 午前 10 時 5 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17、議案第 35 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 29、議案第 47 号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定についてまで、以上 13 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、提出議案についてご説明申し上げます。議案第 35 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 6,444 万 3 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 87 億 5,209 万 3 千円とするものであります。

議案第 36 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 90 万 8 千円を

減額し、総額を歳入歳出それぞれ 17 億 6,772 万 3 千円とするものがあります。

議案第 37 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 712 万 4 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,092 万 8 千円とするものであります。

議案第 38 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 51 万 6 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,619 万 5 千円とするものであります。

議案第 39 号、佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現行の単独住宅がなくなったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 40 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、集落活動センター加茂の里に増設しました研修室の使用料を定めるものであります。

議案第 41 号、佐川町特別教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁の設置による、関連法令及び慣例省令の整備に伴い、引用箇所等について、所要の改正を行うものであります。

議案第 42 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁の設置、並びに民法及び児童福祉法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第 43 号、佐川町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁の設置による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い引用文、条文の改正を行うものであります。

議案第 44 号、佐川町子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁の設置による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用部条文の改正を行うものであります。

議案第 45 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置が令和 4 年度で終了することに伴い、所要の改正を行

うものであります。

議案第 46 号、佐川町放課後児童健全育成児童育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 47 号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 カ年で、5 年間で、庄田・大田川地区の町道農道を整備するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。説明は以上でございます。なお、各議案の詳細につきましては、担当課、局長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。私の方から、総務課に関連する議案につきまして、ご説明をさせていただきます。まず最初に、議案第 35 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、主なものをご説明をさせていただきます。補正予算書の 4 ページをご覧ください。4 ページは第 2 表、地方債補正となっております。1、追加の起債の目的欄、松ノ木公民館、落石防護対策工事につきましては、当初予算にて計上済みの同工事費の財源といたしまして、緊急自然災害防止対策事業債を活用するものでございます。次の段の道の駅整備事業につきましては、今回の補正予算に計上しております霧生関遊具公園仮称整備工事の財源といたしまして、辺地債を活用するものでございます。次の表の 2、変更の起債の目的欄、1 段目の尾川小中学校改修事業、3 段目の斗賀野小学校改修事業。4 段目の黒岩小学校改修事業につきましては、資材高騰による事業費の増額により限度額をそれぞれ増額するものでございます。2 段目の新文化拠点図書館整備事業につきましては、国庫補助金、社会資本総合整備交付金の内示額が想定を下回りましたことにより、限度額を増額するものでございます。一番下の段の急傾斜地崩壊対策事業、県工事負担金事業につきましては、県からの工事負担金の通知により、限度額を増額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、補正予算の主なものにつきまして、歳出からご説明をさせていただきます。今回の歳出の補正につきましては、給料や職員手当、共済費などに増減が発生しておりますが、これは主に4月の人事異動等によります人件費の補正となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、14、15 ページ、14、15 ページをご覧ください。歳出の事項別明細書となります。15 ページの中頃になります。2 款、1 項、3 目、財産管理費、12 節、委託料、説明欄、牧野富太郎ふるさと館指定管理委託料の 61 万 7 千円は、主に観光客受け入れ体制強化のため、ふるさと館、月曜日開館に要する人件費増額分となっております。

16、17 ページをご覧くださいと思います。17 ページの上の表の 2 款、1 項、11 目、新型コロナウイルス対策費の 6,974 万 8 千円。こちらにつきましては、価格高騰重点支援給付金事業にかかる経費となっております。18 節の負担金補助及び交付金の説明欄、価格高騰重点支援給付金、低所得世帯支援分の 6,600 万円につきましては、令和 5 年度、住民税非課税世帯へ 1 世帯当たり 3 万円を給付するもので、令和 3 年度、4 年度の実績から、2,200 世帯分の予算を計上しております。

進んでいただいて 22、23 ページをご覧ください。中頃になります。4 款、1 項、1 目、保健衛生総務費、12 節、委託料の説明欄、産後ケア事業委託料につきましては、令和 4 年 7 月より宿泊型を導入しているところがございますが、国の支援が拡充されたことを受け、ニーズ、必要性が高まってきており、事業の周知、推進により、利用の増加も見込まれることから、250 万円を増額させていただくものです。

24、25 ページをご覧ください。25 ページの一番下になります。6 款、1 項、1 目商工振興費の 12 節、委託料 581 万円は、上町周辺及び道の駅駐車場の交通対策に要する警備委託料となっております。

1 枚めくっていただいて、26、27 ページにお進みいただきまして、27 ページの一番上の段の、14 節工事請負費、6,823 万 4 千円は、道の駅内の遊具公園につきまして、検討委員会の協議事項を踏まえ、設置遊具等を追加する工事費用となっております。

次の欄の 18 節負担金補助及び交付金の説明欄、観光協会補助金 152 万 1 千円は、上町周辺観光施設の観光客受け入れ体制強化のた

め、月曜日開館に要する人件費の補助金となっております。

一番下の表の 1 段目になります。7 款、4 項、1 目住宅管理費の 10 節需用費の説明欄、修繕費の 1,142 万 1 千円は、昨年 12 月の大雪により破損いたしました三野 2 号団地 9 棟と、荷稻団地 5 棟の雨樋修繕費となっております。

30、31 ページをご覧くださいと思います。下から 3 段目の 9 款、4 項、7 目青山文庫運営費、12 節、委託料の 106 万 3 千円につきましては、月曜日開館等、観光客受け入れ体制強化のための受付業務派遣に要する委託料となっております。

32、33 ページをご覧ください。32、33 ページ、2 つ目の表の 1 段目、1 番目の段、9 款、5 項、1 目保健体育総務費、12 節、委託料、説明欄、佐川町民プール、テニスコート管理料 274 万 2 千円は、電気料高騰に伴います指定管理料の増額となっております。

次の段の 18 節負担金補助及び交付金、説明欄新設給水管加入金 165 万円は、スポーツパークさかわ配管布設工事実施に伴います給水装置新設による加入金となっております。歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の方を説明させていただきます。10、11 ページをご覧ください。10、11 ページです。下から 2 つ目の表の 2 段目になります。14 款、2 項、5 目教育費国庫補助金、2 節社会教育費補助金の説明欄、社会資本総合整備交付金の 2.550 万円の減額は、新文化拠点図書館整備事業に係る国の内示額による減額となっております。2 段下の、8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、6,974 万 8 千円は、歳出でご説明をさせていただきました価格高騰重点支援交付金、低所得世帯支援分関係経費に対する補助金となっております。

12、13 ページをご覧ください。2 つ目の表の 20 款、3 項、2 目雑入、3 節雑入の 480 万円につきましては、歳出でご説明をさせていただきました、大雪被害によります、町営住宅修繕に対する、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構からの住宅災害見舞い金と、となっております。補正予算についての説明は以上でございます。

続きまして、すみません、議案の第 39 号を総務課が所管しますもので引き続きご説明をさせていただきます。

議案第 39 号、佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現行条例に規定されております単独住宅は、四

国、旅客鉄道株式会社より借り上げておりました佐川駅前の駅前住宅のみとなっており、1世帯が入居されておりました。昨年11月17日に入居世帯が退去されましたため、11月30日付で返還したことによりまして、単独住宅がなくなりましたので、関係規定を整備するものとなっております。

続きまして、議案第47号、最後の端の最後の議案になります。議案第47号につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間で、庄田・大田川地区の町道及び農道を整備するにあたり、総合整備計画の策定に、総合整備計画の策定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。議案の2ページ目の総合整備計画の方をご覧いただきたいと思います。この総合整備計画書には、この地域について、1では、辺地の概況につきまして、2では、現在の町道や農道の状況から、公共的施設の整備を必要とする事情につきまして、3の、公共的施設の整備計画では、令和5年度から5年間で実施する内容といたしまして、町道及び農道の事業費合計2,900万円について、全額辺地対策事業債を活用する計画とさせていただいております。資料あちこちして申し訳ございませんが、参考資料のフォルダーの方をご覧いただきたいと思います。参考資料の、議案第47号関係をご覧いただきたいと思います。こちらは、辺地対策事業の位置図となっております。位置図の上部中央あたりに中央あたりに、庄田・大田川辺地として、太線で囲っております地域が、今回の計画を策定いたします辺地で、整備が計画されておりますのは、町道庄田・楠原線の舗装補修及び庄田の農道改良となっております。以上で総務課からの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

皆様おはようございます。それでは私の方からは、議案第36号、令和5年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明させていただきます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。1款、1項、1目一般管理費151万9千円の減額につきましては、主に4月の人事異動に伴います、人件費の補正となっております。その下の表、1款、2項、1目賦課徴収費の説明欄、賦課事務等電算委託料62万7千円の増額につきましては、令和6年1月施行の法改正によります、国民健康保険税、産前産後期間の免除措置に伴い、既存のシステム

の改修に必要な経費でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。ページを戻っていただきまして、8ページ9ページをお開きください。一番上の表、3款、1項、1目、保険給付費等交付金、62万7千円の増額につきましては、歳出で説明しました、国民健康保険税、産前産後期間の免除措置に伴い、既存のシステム改修に必要な経費でございます。その下の表、5款、1項、1目一般会計繰入金につきましては、歳出で説明しました、人事異動に伴います人件費の減額に伴い、156万6千円の減額をするものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

議案第37号、令和4年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をさせていただきます。介護保険の補正予算書をお開きいただきたいと思います。今回の補正の主な内容につきましては、令和5年4月1日付の人事異動に伴う職員人件費の補正となっております。補正予算書の12、13ページをお開きください。歳出予算の明細書となっております。一番上の段の表1款、1項、1目、一般管理費の438万3千円の減額につきましては、人事異動に伴う健康福祉課内の人事異動を人員配置によりまして、介護保険系の職員が1名減になったことに伴いますものでございます。

また、2段目及び3段目の表、3款地域支援事業費に係る職員人件費、職員給料等の人件費の減額につきましても、4月の人事異動に伴うものとなっております。

続きましてページを戻りまして、8ページ9ページをご覧くださいと思います。こちら歳入の補正予算となっております。1段目の表、1款、1項、1目、第1号被保険者保険料の2,789万9千円の減額につきましては、国の施策によります、低所得者の介護保険料軽減措置につきまして、当初予算におきましては、その補填財源として一般会計繰入金を算入しておりましたけれども、保険料につきましては、そのまま減額せずに、そのままとなっております。今回補正をするもので減額補正をするものでございます。その他の補正につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました、職員人件費の減額に係るものでございます。

最後に10、11ページでございますが、7款、2項、1目介護保険事業運営基金繰入金につきましては、先ほどご説明いたしました低

所得者に係る介護保険料の減額分の対応を含めまして、全体的な財源調整として 2,738 万 1 千円を増額しております。以上、議案第 37 号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

議案第 38 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明させていただきます。補正予算書の 10 ページ 11 ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。1 款、1 項、1 目一般管理費、51 万 6 千円の減額につきましては、4 月の人事異動に伴います人件費の補正となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。ページを戻っていただきまして、8 ページ 9 ページをお開きください。3 款、1 項、1 目、職員給与費と、繰入金につきましては、歳出で説明しました、4 月のうち人事異動に伴います、人件費の減額に伴い、51 万 6 千円を減額するものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私の方からは議案第 40 号につきまして、ご説明をさせていただきます。佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、集落活動センター加茂の里でのあったかふれあいセンターを含めた活動が活発化する中、施設が手狭となり、研修室一室 26.8 m²を増床したことに伴いまして、この研修室、1 時間当たりの使用料を 100 円と定めることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。説明につきましては、以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

続きまして私の方から、議案第 41 号から議案第 45 号までのご説明をさせていただきます。このうち、第 41 号から第 44 号までは、こども家庭庁の設置によります、関係法令及び関係政令の省令の整備に伴います運用箇所等の所要の改正を行うものでございます。

まず議案第 41 号、佐川町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。参考資料の新旧対照表、議案第 41 号関係をご覧くださいと思います。改正のほとんどが本文中に引用しております、子ども・子育て支援法の条項ずれ等に伴うものでありまして、条例の中身を改正するものではありません。

その中で 6 ページを参考資料の新旧対照表の 6 ページをご覧くださいと思います。6 ページの 2 行目のところを第 15 条第 1 項、第 4 号におきまして、主務大臣が厚生労働大臣より内閣総理大臣に変更されたことに伴う改正を行う改正をおこなうものでございます。また同じ 6 ページの下の方になりますが、第 26 条につきましては、民法及び児童福祉法における、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものでございます。なお本条例の施行日は公布の日からとしております。

続きまして議案第 42 号、佐川町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。これも新旧対照表、参考資料の、新旧対照表第 42、2 号関係をご覧ください。2 ページをお開きいただきたいと思います。第 7 条の 2 として安全計画の策定等に関する規定を、また、第 7 条の 3 として、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を設けることとしてしております。これは昨年 9 月に発生いたしました認定こども園の送迎のバスに、園児が置き去りにされ、死亡された事案を受けて、取りまとめられた子供のバス、送迎安全徹底プラン、これに基づき、政令、府省令がですね、改正されたため、本条例においても規定を整備するものでございます。3 ページの第 13 条懲戒に係る権限の濫用の禁止の規定の削除につきましては民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴うものです。また、3 ページの下から 4 ページの上段にかけましては、児童福祉施設の設備及び運営基準等に関する政令の一部改正により、第 14 条を、衛生管理等の規定において、感染症及び食中毒の防止及び、まん延防止のための研修訓練の実施を、努力義務として求める規定を整備するものです。なお本条例の施行日は公布の日からと、公布の日からとなります。

続きまして、第 43 号、佐川町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。こちらも参考資料の新旧対照表、第 43 号関係をお開きください。改正内容につきましては、こども家庭庁の設置による、子ども・子育て支援法の一部改正により、国の子ども・子育て会議が廃止をされたことに伴いまして、第 1 条において条文を引用する法律に条ずれが起こったため、改正をするものです。なお、本条例の施行日は公布の日からとなります。

次に、議案第 44 号、佐川町子ども・子育て法第 87 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。新旧対照表の議案第 44 号関係をお開きください。こちらにつきましても、こども家庭庁の設置による、子ども・子育て支援法の一部改正により、国の子ども・子育て会議が廃止されたことに伴いまして、第 1 条において条文を引用する法律に条ずれが起こったため、改正をするものです。なお、本条例の施行日は交付の日からとなります。

次に、議案第 45 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。こちらも参考資料の新旧対照表を、議案第 45 号関係をお開きください。改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置が令和 4 年度で終了することに伴いまして、附則第 11 条において、令和 4 年度の保険料であって、令和 4 年度末に第 1 号被保険者の資格を取得したこと等により、令和 5 年 4 月 1 日以降に納期が到来するものにも減免を適用できるようにするため、改正を行うものであります。なお、本条例は公布の日から施行し、改正後の附則第 11 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用することといたします。

以上、第 41 号から 45 号までのご説明です。よろしくお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。それでは私の方からは議案第 46 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。本改正条例につきましては児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴いまして関係する規定の追加や変更するものです。こちら参考資料のほうで説明をしたいと思いますので、参考資料、議案第 46 号をお開きください。新旧対照表になっております。

こちらにつきましても健康福祉課の方から先ほど説明がありました議案第 42 号と同趣旨のものになりまして、追加や変更は 4 点になります。まず、第 7 条の 2 としまして安全計画策定の義務化規定を追加をしています。この安全計画では施設設備の点検計画やマニュアル等の見直し、児童への安全教育計画、それから避難訓練や研

修の計画などを定めることとなっております。

次が 2 ページ目になりますけれども、第 7 条の 3 としまして、活動の中で、バスなどの自動車を運行する場合の、乗降時の所在確認の規定を追加しております。続いてその下第 13 条の 2 としまして、業務継続計画の策定のこちらは努力義務の規定を追加しています。こちらの計画は感染症や災害時、等の非常時におきまして業務再開を図るための計画となります。

最後、3 ページになりますが、第 14 条第 2 項に規定している感染症や食中毒の発生。まん延を防ぐための措置について、より具体的に研修や訓練を定期的実施することというのを明確にするための変更となっております。なお附則におきまして、安全計画策定の経過措置としまして、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務に読みかえることとしております。これにより安全計画は令和 6 年度中に策定するということになります。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で議案第 35 号から議案第 47 号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議はこれをもって終わります。

次の開会を、5 日の午前 9 時とします。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前 10 時 40 分